

平成 28 年 10 月 7 日

## 指定旧供給区域等の指定（〇〇所管分）に対する意見

### 提出先：

経済産業省、北海道経済産業局、東北経済産業局、関東経済産業局、  
中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局、中部経済産業局、近畿経済産業局、  
中国経済産業局、四国経済産業局、九州経済産業局、内閣府沖縄総合事務局

### 対象事業者：

#### ◆資源エネルギー庁（本省）

東京ガス（群馬地区・群馬南地区・四街道地区）、西部ガス、東部ガス

#### ◆北海道経済産業局

釧路ガス、旭川ガス、滝川ガス、美唄ガス、岩見沢ガス、帯広ガス、苫小牧ガス、室蘭ガス、  
北海道ガス

#### ◆東北経済産業局

青森ガス、五所川原ガス、弘前ガス、十和田ガス、八戸ガス、黒石ガス、盛岡ガス、花巻ガス、  
水沢ガス、一関ガス、釜石ガス、古川ガス、石巻ガス、塩釜ガス、のしろエネルギーサービス、  
湖東ガス、酒田天然ガス、鶴岡ガス、新庄都市ガス、寒河江ガス、山形ガス、庄内中部ガス、  
福島ガス、若松ガス、相馬ガス、東北ガス、常磐共同ガス、常磐都市ガス

#### ◆関東経済産業局

東日本ガス、栃木ガス、鬼怒川ガス、北日本ガス、足利ガス、佐野ガス、沼田ガス、渋川ガス、  
桐生ガス、館林ガス、伊勢崎ガス、太田都市ガス、本庄ガス、幸手都市ガス、坂戸ガス、入間ガ  
ス、東彩ガス、武州ガス、鷲宮ガス、新日本ガス、日高都市ガス、武蔵野ガス、秩父ガス、埼玉  
ガス、西武ガス、松栄ガス、伊奈都市ガス、堀川産業、東上ガス、角栄ガス、大多喜ガス、野田  
ガス、総武ガス、房州ガス、東日本ガス、角栄ガス、昭島ガス、青梅ガス、武陽ガス、大東ガス、  
銚子ガス、東部液化石油、厚木ガス、秦野ガス、小田原ガス、湯河原ガス、日本瓦斯（南平台・  
初山地区除く）、新発田ガス、越後天然ガス、北陸ガス、蒲原ガス、白根ガス、栄ガス消費生活  
協同組合、佐渡ガス、東京ガス山梨、吉田ガス、長野都市ガス、大町ガス、上田ガス、松本ガス、  
諏訪ガス、信州ガス、伊東ガス、下田ガス、御殿場ガス、静岡ガス、島田ガス、中遠ガス、袋井  
ガス、東海ガス、湯河原ガス

#### ◆中部経済産業局

大垣ガス、犬山ガス、津島ガス、中部ガス、上野都市ガス、名張近鉄ガス

#### ◆中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局

日本海ガス、高岡ガス、小松ガス

#### ◆近畿経済産業局

甲賀協同ガス、丹後ガス、福知山都市ガス、長田野ガスセンター、篠山都市ガス、伊丹産業、洲  
本ガス、豊岡エネルギー、大和ガス、五条ガス、桜井ガス、大武、新宮ガス、越前エネライン、  
敦賀ガス

◆中国経済産業局

鳥取ガス、米子ガス、出雲ガス、津山ガス、岡山ガス、水島ガス、福山ガス、因の島ガス、広島ガス、山口合同ガス

◆四国経済産業局

四国ガス

◆九州経済産業局

西日本ガス、久留米ガス、大牟田ガス、直方ガス、飯塚ガス、筑紫ガス、高松ガス、エコア（100MJ地区除く）、唐津ガス、佐賀ガス、伊万里ガス、鳥栖ガス、筑紫ガス、九州ガス、小浜ガス、第一ガス、大牟田ガス、天草ガス、山鹿都市ガス、大分ガス、宮崎ガス、日本ガス、阿久根ガス、南日本ガス、加治木ガス、国分隼人ガス、出水ガス

◆沖縄総合事務局

沖縄ガス

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会  
〒150-0002  
東京都渋谷区渋谷一丁目17番14号 全国婦人会館2階  
電話 03-6434-1125  
Fax 03-6434-1161  
eメール nacs-teigen@nacs.or.jp

**意見：**ガスシステム改革の目的は『需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大』『ガス料金の最大限の抑制』です。またガスシステム改革小委員会報告書には、「小売全面自由化の実施により、新たに2、400万軒を超える一般家庭と120万軒を超える事業者等が都市ガスの供給サービスを受ける事業者を自由に選択できるようになる」と書かれています。

1. 成分に違いがない都市ガスの自由化に対する消費者の期待は、保安と低料金の維持です。発電事業者数も多く全国的に送電線のある電力でも地方では消費者の選択が限られている現状です。

まして都市ガスでは、都市ガスを持つ電力、都市ガスや国産天然ガス事業者が、直接またはそこからガス卸を受ける小売事業者が、ガス導管のある範囲でしか参入できません。

またガス卸事業者は、卸受都市ガス事業者の競争相手となる新規参入者へのガス卸をするとは考えられません。

電力は自由化前から150社以上の小売登録がありました。ガス小売登録申請はまだ電力3社だけで、電力自由化と同じく地方や少量世帯のガス小売参入、特にガス導管から孤立した四国や中国地方など地方都市ガスでは新規参入がないと思います。

1. 都市ガス会社同士の競争が無い場合は、安い料金設定を自由としつつ上限価格となる経過措置料金規制の維持を、消費者保護の観点から消費者代表委員が主張し、多数の消費者団体

も料金値上げを心配する意見が出ました。それにも関わらず今回の「指定旧供給区域等の指定」では、例えば供給区域内世帯の7割以上を独占しガス消費者が100万件以上、また9割以上を独占、またガス消費者が30万件的都市ガス会社も含め、全国私営ガス会社約180社の内、別記にある170社、全国約700万世帯の料金規制が廃止され、LPガスと同じく事業者は自由に料金設定ができ公共料金ではなくなります。

1. 電力と違い、都市ガスの家庭自由化は殆ど報道されずに浸透もしておらず、都市ガス会社も経済産業局も周知していません。それにも関わらず殆どの消費者が閲覧しない経済産業局の意見募集で、従来のガス料金規制の廃止を決めることに不意打ちに等しく反対です。

1. ガス卸取引の活性化による都市ガスの新規参入促進は、ガス料金値上げの対抗策として特効薬となります。電力自由化と同じく、別記のガス会社では、来年4月小売全面自由化実施以降も3年間は経過措置料金規制を維持し、その後に家庭消費者への新規参入が無い場合には、規参入者からのガス卸希望があれば、ガス卸事業者や既存都市ガス事業者は、一定量のガス卸が拒めない制度とするか、「標準家庭における1か月のガス使用量を前提とした小売料金に係る事後監視」について「合理的でない小売料金の値上げの基準を具体化する」前提で継続するかいずれかを選択できるようにすべきです。

以上